

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第34号, 87-93, 2024

発達上の課題を有する少年院出院者に対する支援の現状 —少年鑑別所を対象とした調査からの検討—

藤原 直子

Current situation in supporting ex-inmates from juvenile training schools with developmental challenges

—A study of survey for juvenile classification homes—

Naoko FUJIWARA

Abstract

We approached fifty-two facilities to explore post-release engagement with juvenile classification home by ex-inmates and their guardians and to identify the support needed. Out of these, 37 (71% response rate) participated, revealing that 105 juveniles had utilized these services over the past three years. Notably, 64% (67 individuals) had developmental challenges. The individuals engaging with services post-release comprised 69 juveniles themselves, 41 guardians, and 106 other related parties. The most common issues addressed in these engagements were delinquency/problematic behavior, daily life, and employment/job-related matters. In the free interviews, we examined the current state and problems in offering support and guidance to ex-inmates and their guardians. The findings underscored the importance of collaboration and role division among related organizations, including juvenile classification homes. Furthermore, it was suggested that for successful reintegration, guardians and the community need to understand the juveniles' developmental challenges and characteristics.

Key words : ex-inmates from juvenile training school, juvenile classification home, developmental challenges, support

キーワード : 少年院出院者, 少年鑑別所, 発達上の課題, 支援

1. 問題と目的

少年院には、発達障害等の発達上の課題を有する者が在院し、社会生活に適応する態度や対人関係を身に付ける指導に重点をおく「支援教育課程」が設置されている。2013年、現在の「支援教育課程」に該当する者は少年院在院者のうち6.9%であったが、2019年には22.2%、2022年には29.8%と増加している（法務省、2023a）。こうした状況から、法務省は、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たって、2016年に策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用しているほか、2018年度からは、身体機能の向上に着目した指導も導入し、その充実に努めている（法務省、2023b）。

出院後の課題も多く、発達障害等への支援不足や、居住先の確保が困難なために再犯に至るケースもある。また、少年院出院者の受け皿は少なく、求職活動は若年者の中でもより困難な現状である（神山、2016；熊上、2017）。少年院出院者全体で見ると、2017年に出院した者の2021年までの再入院率は、2年以内では9.9%、5年以内では13.7%であり、5年以内に再入院した者のうち約7割が2年以内に再入院している。さらに、出院後の期間の経過に伴い20歳に達する者が多くいることから、再入院・刑事施設入所率を見てみると、2年以内では10.8%であるが、5年以内では21.7%であった（法務省、2023c）。前述した支援教育課程の在院者割合から想定すると、この中には、発達上の課題を有する出院者が一定数いることが想定され、出院後も発達障害等の特性に応じた指導や再非行防止の取組、生活や就労に対する支援が必要と考えられる。

再犯防止推進計画においても、「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」として「発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等」が明記され、出院後の支援強化について明記されている（法務省、2023b）。例えば、少年院にお

いては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係や進路選択等について相談を求められた場合、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。さらに、保護観察所においては、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携する等、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での確かな支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

一方、全国の少年鑑別所においても、出院者に対する相談や支援を行っている。少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することであり2022年4月1日現在、全国に52庁（分所8庁を含む）が設置されている（法務省、2023d）。業務の③に該当する地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。2021年には、1万3,613件の相談等を受け付け（法務省、2023e）、そのうち少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ5,610人（前年比1,298人増）であった（法務省、2023d）。犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っており、このような地域における取組は、少年院出院者の社会復帰や再犯防止に大きく貢献していると考えられ

る。

そこで、本研究では、全国の少年鑑別所を対象に、少年院出院者及び保護者等の利用状況について調査を実施した。利用状況について現状を把握し、今後の課題や必要な支援を検討することを目的とする。

2. 方法

(1) 実施時期

2022年11月初旬に郵送で質問紙を送付し、郵送による返送を依頼した。同年11月30日を回答期限としたが、期限後に提出された場合も受理した。

(2) 対象及び調査方法

法務省矯正局少年矯正課の協力並びに承諾を得た後、著者から全国の少年鑑別所52庁（分所8庁を含む）に質問紙を送付した。そのうち、回答があったのは37施設（回収率71%）であった。

質問紙の表紙には、調査の目的や結果の扱い方、個人情報保護、回答者に不利益は生じない旨等の説明を記載した。

(3) 調査内容

直近3年間（2019年度、2020年度、2021年度）の、少年院を出院した者及び保護者や関係者の利用状況について以下の内容を尋ねた。

- 1) 利用件数（ひとりの出院者を1件とする）
- 2) 発達障害等の発達上の課題があると推定される件数
- 3) 利用開始時の出院者の年齢
- 4) 出院から利用開始までの経過年数
- 5) 利用人数（出院者と親が利用した場合、利用人数は出院者1、保護者1とする）
- 6) 利用回数（同上）
- 7) 主な相談内容と回数（重複回答可）
- 8) 主な支援内容と回数（重複回答可）

9) 自由記述による質問：「少年院を出院した者及び保護者への支援・指導」に関する所感

- (a) 少年鑑別所における、出院者及び保護者への支援について
- (b) 他機関も含む、出院者及び保護者への支援体制について
- (c) 出院者の社会復帰や社会適応に関する課題
- (d) 出院者の保護者や家族関係（生活環境を含む）に関する課題
- (e) その他

(4) 倫理的配慮

本研究は、法務省矯正局少年矯正課の協力並びに吉備国際大学倫理審査委員会の承認（受理番号22-24）を得て実施した。個人情報保護を遵守し、調査において少年院出院者等の個人が特定される情報は収集していない。質問紙への回答及び提出は任意で、施設及び回答者への評価とは関係ないことを明記したうえで実施した。

3. 結果

(1) 少年院出院者の利用状況

1) 利用件数及び発達障害等の発達上の課題があると推定される件数

利用状況について回答があったのは36施設であった。そのうち14施設は、3年間の利用件数が0であったため、利用のあった12施設の回答を表1に示す。

2019年度は利用件数が39件、発達障害等の発達上の課題があると推定される（以下、「発達上の課題を有する」とする）件数は30件、2020年度は利用件数27件、発達上の課題を有する件数14件、2021年度は利用件数39件、発達上の課題を有する件数23件であった。3年間の合計は、利用件数105件、発達上の課題を有する件数67件となり、発達上の課題を有する少年に関する相談や支援が全体の64%であった。

表1 少年院出院者の利用状況（件数・人数・回数）

	件数（発達）	人数			回数		
		出院者	保護者	その他	出院者	保護者	その他
2019年度	39 (30)	25	12	39	91	17	20
2020年度	27 (14)	15	13	21	66	31	57
2021年度	39 (23)	29	16	46	106	63	56
合計	105 (67)	69	41	106	263	111	133

2) 利用開始時の出院者の年齢及び利用開始までの経過年数

利用開始時の出院者の年齢は、3年間合計で15～18歳が38人、19～20歳が47人、21歳以上が11人であった。19～20歳が47人と最も多く、20歳までの者が全体の89%を占めていた。

少年院出院から利用開始までの経過年数は、3年間合計で1年未満が66人、1～3年が18人、3年以上が13人であった。出院後1年未満の早い段階における利用が、全体の68%を占めていた。

3) 利用人数及び利用回数

年度ごとの利用人数及び利用回数を表1に示す。人数については、少年と親が利用した場合、利用人数は出院者1、保護者1としている。利用回数は、延べ回数を記載している。その他の利用者は、他機関や学校等の関係者である。

(2) 主な相談内容と回数

相談内容については、①非行・問題行動について、②交友関係・対人関係について、③日常生活について、④家族や家庭について、⑤就労や仕事に関する事、⑥進学や学校に関する事、⑦発達障害等について、⑧その他の相談（ケース会議への参加、仮退院者への処遇鑑別、福祉施設への適応支援等）の8項目を提示し、それぞれの回数を尋ねた。同一の相談者における重複も含む、延べ回数となっている（表2）。①非行・問題行動についての回数が最も多く、次いで③日常生活

表2 主な相談内容と回数

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2019年度	51	18	33	21	17	1	6	8
2020年度	40	14	37	31	41	2	12	17
2021年度	52	46	70	43	53	15	11	16
合計	143	78	140	95	111	18	29	41

表3 主な支援内容と回数

	①	②	③	④	⑤	⑥
2019年度	45	10	5	0	1	20
2020年度	33	19	1	2	2	43
2021年度	85	46	8	38	2	47
合計	163	75	14	40	5	110

活について、⑤就労や仕事に関する事が多かった。

(3) 主な支援内容と回数

実施した支援内容について、①出院者のカウンセリング・面接、②保護者のカウンセリング・面接、③心理検査・発達検査、④心理教育・非行防止教育、⑤他機関への紹介、⑥その他の指導・支援の6項目を提示し、それぞれの回数を尋ねた。同一の相談者における重複も含む、延べ回数となっている（表3）。①出院者のカウンセリング・面接が最も多く、次いで⑥その他の指導・支援が多かった。その他の支援内容については自由記述で尋ねたところ、事例検討会やケース会

表4 自由記述の回答内容

カテゴリ	サブカテゴリ	回答数
少年鑑別所における支援	少年鑑別所が担うことができる支援や役割がある	17
	他機関との連携・役割の分担が必要	17
	依頼が少ない、鑑別所の業務を周知することが必要	9
	保護者や家族への支援が必要	7
	発達上の課題や特性に応じた支援が必要	3
他機関も含む支援体制	各機関の役割分担や連携が必要	13
	以前よりも連携による支援が進んでいる	11
	保護観察所とのさらなる連携が必要	12
	福祉・医療など多方面との連携が必要	11
	少年院在院中からの連携や情報共有が必要	8
社会復帰や社会適応	社会の理解や居場所が必要	16
	多方面の関係機関との連携が必要	12
	発達上の課題や特性に対する理解や支援が必要	12
	就労支援や仕事の継続が重要	8
保護者や家族関係	保護者の子どもに対する理解や受け入れ準備が不十分	13
	保護者自身に問題や生活上の課題がある	13
	少年鑑別所や関係機関によって支援は可能	12
	発達上の課題や特性に対する理解が不十分	9

議への参加、保護観察官や保護司等の支援者への助言、関係機関との連絡調整、雇用主への情報提供といった他機関との連携が示された。

(4) 少年院を出院した者及び保護者への支援・指導に関する所感

自由記述による回答は、質問項目をカテゴリとし、それぞれの記述内容をサブカテゴリに分類した。サブカテゴリの生成と記述内容の分類には、分析ソフトNVivo14を使用した。まず、個々の記述内容について趣旨を変えない範囲で要約し、オープン・コーディングを行い、得られたコード同士を比較してサブカテゴリを生成した。さらに、頻出語クエリ機能を使用し、同じ単語を用いた記述を抽出し、内容の確認と分類を行った。なお、同一の回答者が複数の内容を記述している場合は、内容の確認をしたうえで一文ずつに分けた。また、「その他」に記述された回答は、内容を確認し、該当するカテゴリに分類した。

4. 考察

本研究の目的は、全国の少年鑑別所を対象に調査を実施し、少年院出院者及び保護者等の利用状況について現状を把握し、支援における課題を検討することであった。今回の報告は現状の一部ではあるが、少年院在院者及び出院者への支援の更なる充実を目指して以下に論じる。

(1) 少年鑑別所における発達上の課題を有する出院者の利用状況

回答のあった施設における直近3年間の利用件数は合計105件で、そのうち発達上の課題を有する出院者が67件であった。これは、全体の64%であり、発達障害等の発達上の課題を有する出院者が多いといえる。少年院の支援教育課程に処遇される者が増えている現状（法務省、2023a）から、出院後に少年鑑別所を訪れるケースも今後さらに増えることが推察される。

また、利用者は、出院者が69人、保護者が41人、その他の関係者が106人であり、出院者だけでなく、保護者や関係者（学校、施設等）からの相談も多いことが示された。そして、主な相談内容のうち多かったのは、非行・問題行動について、日常生活について、就労や仕事に関することであった。自由記述による回答内容からも、関係機関同士の連携や保護者への支援が重要であることが示唆され、出院後の社会復帰や再犯防止には本人だけでなく周囲への支援が必要といえる。出院後1年未満という早い時期の利用が多いことから、少年院から出院後の支援機関への引き継ぎ、それによる支援の継続や移行が重要と考えられる。

(2) 自由記述から示唆された現状と課題

今回の調査において、自由記述による回答欄に多くの記述があった。サブカテゴリに分類した結果から、少年鑑別所を含む関係機関の連携や役割分担が重要であること、社会復帰のためには保護者や周囲の理解が必要であることが示唆された。

さらに、全てのカテゴリにおいて発達上の課題や特性に対する理解や支援が必要であるという趣旨の記述が多く見られた。他機関を含む支援体制においては、少年院在院中からの連携や情報共有の必要性が挙げられている。少年院在院中に行われている発達上の課題や特性に対する支援や成果を出院後の生活に繋げていくために、関係機関同士のさらなる連携が必要と考えられる。

(3) 今後の課題と展望

近年、ほとんどの少年院に発達障害等の発達上の課題を有する者がいると報告され、再犯防止推進計画や改善指導において特性を理解し配慮した指導を行うことが明記されている。アメリカをはじめ海外では以前から刑事施設において応用行動分析に基づく指導が行われ（Friedman, 1975）、職員へのトレーニング効果

も示されている（Bassett and Blanchard, 1977）が、我が国で職員に応用行動分析を教授する研修を行って発達障害のある触法者への指導効果を示した報告はない。著者は、全国の少年院や少年鑑別所において職員研修を実施し、在院者の行動に対する理解や関わり方を教授しているが（藤原, 2019; 2020）、在院者の行動変容や指導効果を検証するには至っていない。今後、研修による職員への効果に加え、在院者に関する効果検証が必要であろう。

只野・岡邊・竹下・猪爪（2017）は、非行からの立ち直りに関する社会的要因として「家族」を挙げ、保護者との良好な関係があって初めて立ち直りを促す要因となると述べている。また、少年院在院者の保護者に質問紙調査を実施した結果、保護者は出院後の受け入れや関わり方に不安を感じていることが明らかとなっている（藤原・中村・本城, 2021）。本研究においても、保護者や家族の理解や受け入れ準備が不十分であること、保護者自身に課題が多いことが示唆されており、保護者への支援も在院中から出院後まで継続して必要であると考えられる。

現在も、少年院、保護観察所、少年鑑別所、その他の関係機関がそれぞれの立場と役割を担って非行少年や出院者の支援を実施しているが、支援を途切れさせることなく社会復帰に繋げていくこと、保護者や地域を含めた社会の理解や支援を得ること、そのための効果的な方法を検討していくことが課題である。特に、発達上の課題を有する者については、特性に対する理解や支援が必須である。

謝辞

本研究の実施にあたり、研究協力並びにご指導をいただいた法務省矯正局少年矯正課、質問紙調査にご協力いただいた少年鑑別所の皆様に心より感謝申し上げます。

付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業（22K03187）による研究成果である。

文献

- Bassett, J. E., & Blanchard, E. B. (1977) 「The effect of the absence of close supervision on the use of response cost in a prison token economy」『Journal of Applied Behavior Analysis』 10, 375-379.
- Friedman, L. M. (1975) 『The Legal System: A Social Science Perspective』 New York: Russell Sage Foundation.
- 藤原直子 (2019) 特別な支援を必要とする少年に関わる少年院職員への研修の実践：応用行動分析を取り入れた研修の効果. 特殊教育学研究, 57, 59-68.
- 藤原直子 (2020) 少年院の矯正教育における認知行動療法を用いた効果的支援の適用に向けて：職員研修の実践及び研修後アンケートの分析. 矯正教育研究, 65, 106-113.
- 藤原直子・中村信・本城正弘 (2021) 少年院在院者の保護者の心理的特徴と支援ニーズ：発達障害のある少年の保護者に焦点をあてて. 矯正教育研究, 66, 100-107.
- 法務省 (2023a) 少年院. 令和4年版犯罪白書, 第3編, 第2章, 第4節.
<https://www.moj.go.jp/content/001387344.pdf> (アクセス日：2023年12月23日)
- 法務省 (2023b) 特性に応じた効果的な指導の実施等. 令和4年度版再犯防止推進白書, 第5章, 第1節.
<https://www.moj.go.jp/content/001385539.pdf> (アクセス日：2023年12月23日)
- 法務省 (2023c) 少年の再非行・再犯. 令和4年版犯罪白書, 第5編, 第2章, 第5節.
<https://www.moj.go.jp/content/001387346.pdf> (アクセス日：2023年12月23日)
- 法務省 (2023d) 少年鑑別所. 令和4年度版犯罪白書, 第3編, 第2章, 第3節.
<https://www.moj.go.jp/content/001387344.pdf> (アクセス日：2023年12月23日)
- 法務省 (2023e) 就労の確保等. 令和4年度版再犯防止推進白書, 第2章, 第1節.
<https://www.moj.go.jp/content/001385536.pdf> (アクセス日：2023年12月23日)
- 神山直子 (2016) 矯正機関における就労支援—沖縄少年院での支援の現状と課題—. 目白大学短期大学部研究紀要, 52, 33-46.
- 熊上崇 (2017) 矯正施設から退所した障害を持つ人への地域生活定着支援. 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要, 5, 19-36.
- 只野智弘・岡邊健・竹下賀子・猪爪祐介 (2017) 非行からの立ち直り（デシスタンス）に関する要因の考察—少年院出院者に対する質問紙調査に基づいて—. 犯罪社会学研究, 42, 74-90.

